

告 示

埼玉県告示第百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

玉企ショッピングビル

埼玉県桶川市大字下日出谷三百十六―二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 有限会社玉企興産 代表取締役 和久津慶治

埼玉県桶川市大字下日出谷七百七十二番地

（変更後） 有限会社玉企興産 代表取締役 和久津慶治

埼玉県桶川市大字下日出谷西三丁目九番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヨークマート 代表取締役 川上達郎

東京都千代田区二番町八番地八 外計三者

（変更後） ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

ハ 変更年月日

令和二年二月二十七日外

ニ 届出年月日

令和二年二月二十七日

二 縦覧期間

令和二年三月十三日から令和二年七月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月十三日から令和二年七月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課